

【1994年2月17日】国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正について(諮問書、要綱)
年金審議会

平成6年2月17日

年金審議会
会長 京極 純一殿

厚生大臣 大内啓伍

諮問書

国民年金制度及び厚生年金保険制度を別添のとおり改正することについて、国民年金法(昭和34年法律第141号)第6条及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第5条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

国民年金制度及び厚生年金保険制度改正案要綱

第一 改正の目的

国民年金及び厚生年金保険について給付額の改善及び保険料の引上げを行うとともに、六十歳台前半において支給する老齢厚生年金を見直し、あわせて遺族年金等について所要の改善を行い、国民の老後保障等の充実並びに国民年金制度及び厚生年金保険制度の長期的な安定を図ること。

第二 六十歳台前半の老齢厚生年金の見直し

一 六十歳以上六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の見直し

(平成十三年度から実施)

- (1) 六十歳以上六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の額は、報酬比例部分に相当する額とすることとし、一般男子については平成十三年度から平成二十五年度にかけ三年ごとに一歳ずつ、女子については平成十八年度から平成三十年にかけ三年ごとに一歳ずつ現行の仕組みから段階的に切り替えること。
- (2) (1)の老齢厚生年金については、繰上げ支給の老齢基礎年金と併給できるものとする。
- (3) 三級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるか又は四十五年以上の

被保険者期間を有する六十五歳未満の者が被保険者でない場合に支給する(1)の老齢厚生年金の額は、従来の六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の例によること。

- (4) 船員又は坑内員としての加入期間が十五年以上ある者について、支給開始年齢を平成十三年度から三年ごとに一歳ずつ引き上げて平成二十五年度に六十歳とし、六十五歳までの間、従来の六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の例による年金の額を支給すること。

二 厚生年金保険の在職老齢年金制度の改善 (平成七年四月実施)

- (1) 在職老齢年金の仕組みを次のように改めること。一の(1)の老齢厚生年金についても同様に適用する。

ア 被保険者である者については、年金月額に相当する額を支給すること。

イ その者の標準報酬月額とアの年金月額の合計額が二十万円を超える場合には、アの年金月額から、その者の標準報酬月額とアの年金月額の合計額から二十万円を控除して得た額の二分の一に相当する額を控除して得た額を支給すること。ただし、アの年金月額が二十万円を超える場合には、アの年金月額から、その者の標準報酬月額の二分の一に相当する額を控除して得た額を支給する。

ウ その者の標準報酬月額が三十四万円を超える場合には、イの年金月額(標準報酬月額が三十四万円のときの年金月額)から、その者の標準報酬月額から三十四万円を控除して得た額を控除して得た額を支給すること。

- (2) 船員又は坑内員としての加入期間が十五年以上ある者について、経過的に五十五歳から六十歳までの間に支給する老齢厚生年金については、在職老齢年金の仕組みを適用するものとする。

三 雇用保険法による給付との調整

- (1) 失業給付との調整 (平成八年四月実施)

六十五歳未満の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付(基本手当)を受給している間は、老齢厚生年金の支給を停止するものとする。

- (2) 高年齢雇用継続給付との調整 (平成九年四月実施)

被保険者である六十五歳未満の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している間は、二の(1)の支給停止に加えて、その者の標準報酬月額の一割に相当する額の年金の支給を停止するものとする。

第三 年金額の改善 (平成六年十月実施)

一 国民年金に関する事項

- (1) 基礎年金の年金額を次の額に引き上げること。

ア 老齢基礎年金、二級障害基礎年金及び遺族基礎年金 七十八万円(月額六万五千円)

イ 一級障害基礎年金 九十七万五千円(月額八万二千二百五十円)

- (2) 障害基礎年金に係る加算額等を次の額に引き上げること。
 第一子・第二子 二十二万四千四百円(月額一万八千七百円)
 第三子以降 七万四千八百円(月額六千二百三十三円)
- (3) 旧法国民年金による年金の年金額を次の額に引き上げること。
 ア 旧法国民年金による拠出制年金の年金額を(1)及び(2)に準じて引き上げること。
 イ 老齢福祉年金の年金額を三十九万九千六百円(月額三万三千三百円)に引き上げること。

二 厚生年金保険に関する事項 (平成六年十月実施)

(1) 標準報酬の再評価

厚生年金の額の算定の基礎となる平均標準報酬月額について、次のように再評価を行うこと。

期間の区分	再評価率
昭和六十三年三月以前	現行の期間区分ごとの率にそれぞれ 1.16 を乗じて得た率
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	1.16
平成元年十二月から平成三年三月まで	1.09
平成三年四月から平成四年三月まで	1.04
平成四年四月から平成五年三月まで	1.01
平成五年四月以降	0.99

- (2) 老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金の額等を次の額に引き上げること。
 ア 配偶者及び第一子・第二子 二十二万四千四百円(月額一万八千七百円)
 第三子以降 七万四千八百円(月額六千二百三十三円)
 老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額の特別加算額 年齢に応じ三万三千三百円(月額二千七百五十八円。昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者)から十六万五千六百円(月額一万三千八百円。昭和十八年四月二日以降に生まれた者)
- イ 三級障害厚生年金の最低保障額 五十八万五千円(月額四万八千七百五十円)
 ウ 六十歳以上六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の定額単価 千六百二十五円
- (3) 六十歳以上六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の定額部分の額の計算に係る被保険者期間の上限を、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者については四百三十二月(三十六年)に、昭和九年四月二日以後に生まれた者については四百四十四月(三十七年)に延長すること。
- (4) 旧法厚生年金保険及び旧法船員保険による年金の年金額を、(1)及び(2)に準じて引き上げること。

第四 遺族年金、障害年金等の改善

一 遺族年金の改善

- (1) 子等の年齢要件の改善 (平成七年四月実施)
遺族基礎年金の支給要件等となる子等の範囲を十八歳の年度末までとすること。
- (2) 遺族厚生年金及び老齢厚生年金に係る調整の改善 (平成七年四月実施)
遺族厚生年金及び老齢厚生年金の受給権を有する者については、遺族厚生年金の額の三分の二に相当する額及び老齢厚生年金の額の二分の一に相当する額を併給できるものとする。

二 障害年金の改善

- (1) 障害基礎年金に係る本人所得制限の改善 (平成七年八月実施)
二十歳未満で障害となった者に係る障害基礎年金について、所得に応じ全部又は二分の一に相当する額の支給を停止するものとする。
- (2) 障害基礎年金等に係る失権事由の改善 (平成六年十月実施)
障害基礎年金及び障害厚生年金について、障害の程度が三級以上の障害等級に該当しなくなった場合、六十五歳に達するまでの間は、支給を停止するものとする。
- (3) 障害基礎年金の支給の特例 (平成六年十月実施)
ア 昭和三十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に初診日のある傷病に関し、初診日において公的年金制度に加入していた六十五歳未満の者であって、一級又は二級の障害の状態にあるものは、障害基礎年金の支給を請求することができるものとする。ただし、初診日前に保険料滞納期間が三分の一を超えるときは、この限りでない。
イ アにより支給する障害基礎年金に係る所得制限等については、二十歳未満で障害となった者に係る障害基礎年金に準ずるものとする。
- (4) 障害基礎年金等に係る特例措置の期限の延長
初診日が平成十八年四月一日前にある傷病による障害について、初診日の一年間のうちに保険料滞納期間がないときは、障害基礎年金等の支給に係る保険料納付要件を満たしたものとする。

三 育児休業期間中の厚生年金保険料(本人負担分)の免除 (平成七年四月実施)

育児休業中の被保険者について、被保険者からの申出により、被保険者負担分の保険料を免除するものとする。

四 年金受給権の確保

- (1) 国民年金における任意加入の特例 (平成七年四月実施)
昭和三十年四月一日以前に生まれた者であって、六十五歳以上七十歳未満のものは、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないときは、被保険者となることができるものとする。

(2) 第三号被保険者の届出の特例

第三号被保険者に係る届出を行わなかったことにより保険料納付済期間に算入されない期間がある者について、届出を行えば、当該期間を保険料納付済期間に算入することができるものとする。

(特例届出期間平成七年四月一平成九年三月)

第五 厚生年金基金の改善

一 免除保険料率の設定方法の改善

厚生年金基金(基金)の加入員である被保険者の免除保険料率は、当該基金が支給する老齢厚生年金に相当する額の支給に必要な保険料率を基準として厚生大臣が基金ごとに決定した率とすることとし、当分の間、千分の三十二から千分の三十八までの範囲内とすること。ただし、平成六年十月から平成八年三月までの免除保険料率は、千分の三十五とする。

二 資産運用に係る規制の緩和

(平成六年十月実施)

基金が投資一任等の運用に充てることができる資産について、厚生大臣の認定日以降に徴収したものに限りという規制を撤廃する等所要の改善を行うこと。

第六 費用負担

一 国民年金に関する事項

保険料の額は、平成七年四月から一月につき一万千七百円とし、以降平成十一年度まで毎年度五百円ずつ引き上げること。

二 厚生年金保険に関する事項

(1) 保険料率の改定

ア 保険料率を、平成六年十月から千分の百六十五とし、平成八年十月から千分の百七十三・五とすること。

イ 船員・坑内員及び船員任意継続被保険者の保険料率を、平成六年十月から千分の百八十三とし、平成八年十月から千分の百九十一・五とすること。

(2) 特別保険料の徴収

(平成七年四月実施)

賞与等を算定基礎として特別保険料を徴収することとし、その保険料率は千分の十とすること。

(3) 標準報酬等級の上下限改定に関する事項

(平成六年十月実施)

標準報酬等級を九万二千円から五十九万円までの三十等級に改めること。

第七 その他

一 短期在留外国人への脱退一時金の支給

(平成七年四月実施)

国民年金の第一号被保険者としての保険料納付済期間が六月以上ある外国人又は厚

生年金保険の被保険者期間が六月以上ある外国人で、年金を受けることができない者が、帰国し二年以内に請求を行ったときは、国民年金又は厚生年金保険の脱退一時金を支給するものとする。

二 国民年金の死亡一時金の改善(平成六年十月実施)

死亡一時金の額を、第一号被保険者に係る保険料納付済期間に応じ、十二万円から三十二万円までに引き上げること。

三 沖縄の厚生年金の特別措置(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

(平成七年四月実施)

沖縄の厚生年金保険法による被保険者であった期間を有する者(昭和二十年四月一日以前に生まれた者に限る。)であって、昭和二十九年五月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間において適用事業所に相当する事業所に使用されていた期間を有すると認められるものについては、政令の定めるところにより、厚生年金保険の保険料を納付することができるものとする。

第八 その他、改正事項に関して所要の規定整備を行うこと。